

News Release

令和6年11月13日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和6年11月8日から的大雨にかかる離島等供給約款の承認について、異存ないことを経済産業大臣に回答しました

令和6年11月13日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、令和6年11月8日から的大雨の影響を受け災害救助法が適用された地域における、被災した電気の需要家等に対する特例措置の承認について、経済産業大臣から意見の求めを受け、承認をすることに異存はないことを回答しました。

令和6年11月8日から的大雨の影響を受け、令和6年11月9日付けで鹿児島県の一部地域(大島郡与論町)に災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/pdf/241108_kyuujo-tekiyo.pdf

これを受け、令和6年11月11日付けで以下の電気事業者(※1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する特例措置の承認の申請がありました。

(※1)

- 一般送配電事業者(1者)
 - ・九州電力送配電株式会社

○申請概要

特例措置として、11月8日から的大雨に伴う災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙のとおり。)で電気の供給を行う。

(※2)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の電気事業者のHPを御覧ください。(承認され次第、各社にて掲載予定)

- ・九州電力送配電株式会社

https://www.kyuden.co.jp/td_press_2024_241113.html

本申請に関して、経済産業大臣から特例措置の承認を行うことについて、電気事業法第66条の11第1項第8号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として承認をすることに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 542 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者: 赤松・曾我部・伊藤

電話 : 03-3501-1529

メール: bzl-s-dentori-somu@meti.go.jp

離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<九州電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの2024年10月(支払期日が2024年11月8日以降となるものに限る。)、11月、12月および2025年1月料金計算分の電気料金の支払期日を、離島等供給約款[低圧用](2024年4月1日実施。以下「離島約款[低圧用]」という。ただし、当該離島約款[低圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[低圧用]をいう。)33(料金の支払義務および支払期日)および離島等供給約款[高圧・特別高圧用](2024年4月1日実施。以下「離島約款[高圧・特別高圧用]」という。

ただし、当該離島約款[高圧・特別高圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[高圧・特別高圧用]をいう。)32(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、離島約款[低圧用]Ⅲ(契約種別および料金)および離島約款[高圧・特別高圧用]Ⅲ(契約種別および料金)の規定にかかわらず、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、電気料金を免除する。

3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年5月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧・特別高圧用]55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、臨時電灯、臨時電力または臨時電力Ⅰの申込みを行なった場合で、その申込みが2025年5月末日までに行なわれたときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧・特別高圧用]55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災されたお客さま(ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯C、季時別電灯、高負荷率型電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、低圧季時別電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力[防霜用]、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、深夜電力または第2深夜電力のお客さまに限る。)で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、離島約款[低圧用]16(従量電灯)、17(季時別電灯)、18(高負荷率電灯)、19(臨時電灯)、20(公衆街路灯)、21(低圧電力)、22(低圧季時別電力)、23(臨時電力)、24(農事用電力)、25(深夜電力)

[防霜用]), 附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置), 附則7(ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置), 附則8(深夜電力のお客さまについての特別措置), 附則9(第2深夜電力のお客さまについての特別措置)および附則10(第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置)ならびに離島約款[高圧・特別高圧用]15(業務用電力), 16(業務用電力I), 17(産業用電力), 18(産業用電力I), 19(臨時電力), 20(臨時電力I), 21(かんがい排水用電力), 22(自家発補給電力), 23(自家発補給電力I), 24(予備電力), 附則3(負荷率別契約のお客さまについての特別措置), 附則4(深夜電力のお客さまについての特別措置)および附則5(第2深夜電力のお客さまについての特別措置)の規定にかかわらず, 2025年5月末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまが被災後, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置, 通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2025年5月末日までに行なった場合で, かつ, その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは, 離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧・特別高圧用]55(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については, 離島約款[低圧用]および離島約款[高圧・特別高圧用]によるものとする。